

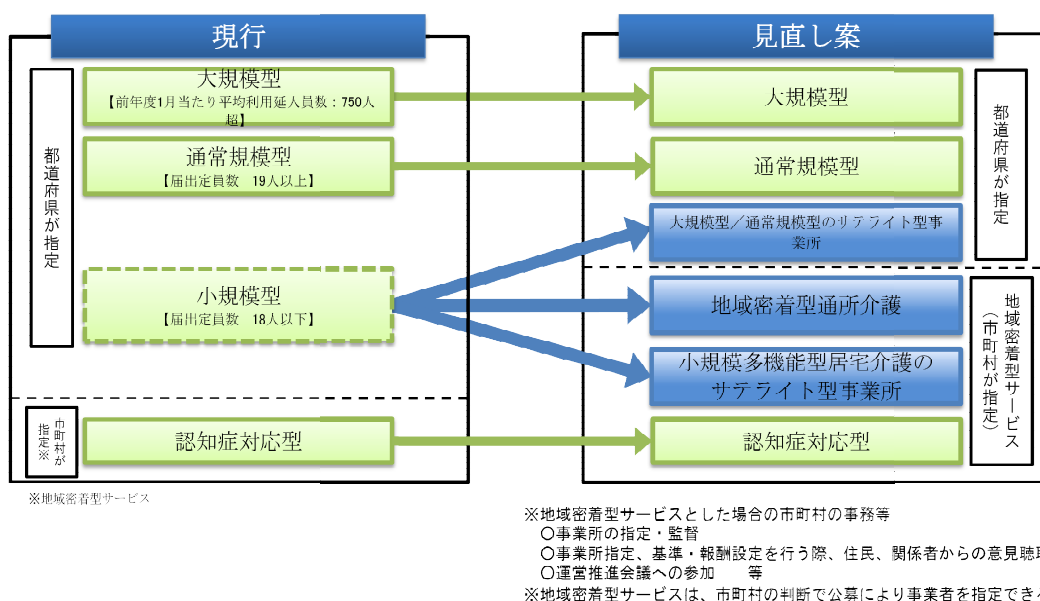
# 平成 27 年度介護保険制度改正について 【地域密着型サービス移行編】

平成 27 年度の介護保険制度改正において、

**利用定員が 18 人以下（※1）の小規模通所介護事業所は  
地域密着型通所介護に移行（※2）することが決まりました。**

※1 この場合、18 人とは届出定員数であって、たとえば定員は 20 人だけでも月平均利用者数が少ない、サービス提供時間が短いなどの理由で介護報酬としては小規模で算定している場合は含まれません。

※2 この他、条件により①大規模型または通常規模型のサテライト事業所、もしくは②地域密着型小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行できるケースもあります。



**施行日：平成 28 年 4 月 1 日（当初の見込みより 1 年遅れることになりました）**

施行日において、届出定員数が 18 人以下の通所介護は、**自動的に地域密着型サービスに移行**します（みなし指定）。

市町村における運営基準等の条例制定には 1 年間（平成 29 年 3 月 31 日まで）の経過措置があり、この間、条例を定めていない市町村においては厚生労働省令で定める基準が適用されます。

**みなし指定の有効期間：施行日から次の指定更新日の前日まで**

有効期間は、前回新規または更新の指定を受けた日から 6 年経過した日までとなりますので、事業所ごとに有効期間が異なります。

**みなし指定の効力の範囲：事業所所在地の市町村**

ただし、施行日の前日において、隣接市町村などから通所する利用者がある場合には、**その利用者の居住する市町村のみなし指定も同時に受ける**ことになり、みなし指定の有効期間内であれば当該市町村からの新規利用者受け入れも可能です。

## 地域密着型に移行すると、どこが変わるのか

### 1. 新しい指定基準・介護報酬

地域密着型通所介護は、今回新しくできるサービスであるため、指定基準や介護報酬も新たに定められることとなります。国が定める基準や介護報酬については、平成 27 年度の介護報酬改定に合わせて示される予定です。市町村が条例で定める基準については、最長で平成 29 年 3 月 31 日までに定められることとなります。

### 2. 指定権者は市町村

地域密着型サービスの指定権者は市町村となりますので、みなし指定の有効期間が満了した事業者は、市町村に対して更新の申請をすることとなります。また、指定基準についても市町村ごとに独自のローカルルールが生まれていくと予想されます。

### 3. 利用者の制限

地域密着型サービスはその市町村の住民しか利用できないため、複数市町村の利用者を受け入れたい場合は、それぞれの市町村で指定を受ける必要があります。指定基準は市町村ごとに違うので、要件の確認が重要です。また、複数市町村の指定を受けている場合、実地指導もそれぞれの市町村から来ることとなります。

### 4. 許認可制限

市町村によっては、事前に決定した予定事業所数に達した時点で当該年度の新規指定を打ち止める総量規制がかかったり、年 1 回の公募制になったりする可能性があります。また、そうでない場合も、大多数の市町村が指定日の 3 ヶ月前までに事前協議を求めることが予想され、指定までに時間がかかることとなります。

※グループホームは平成 18 年度に地域密着型に移行しましたが、その後 3 年程度、ほとんどの市町村で 1 件も新規の許認可が下りませんでした。通所介護でも今回同じことが起こる可能性は否定できません。

## すでに名古屋市などの指定を受けていれば関係ない？

### 5. 運営推進会議の開催義務（事業者にとっては、事務的負担が増えます）

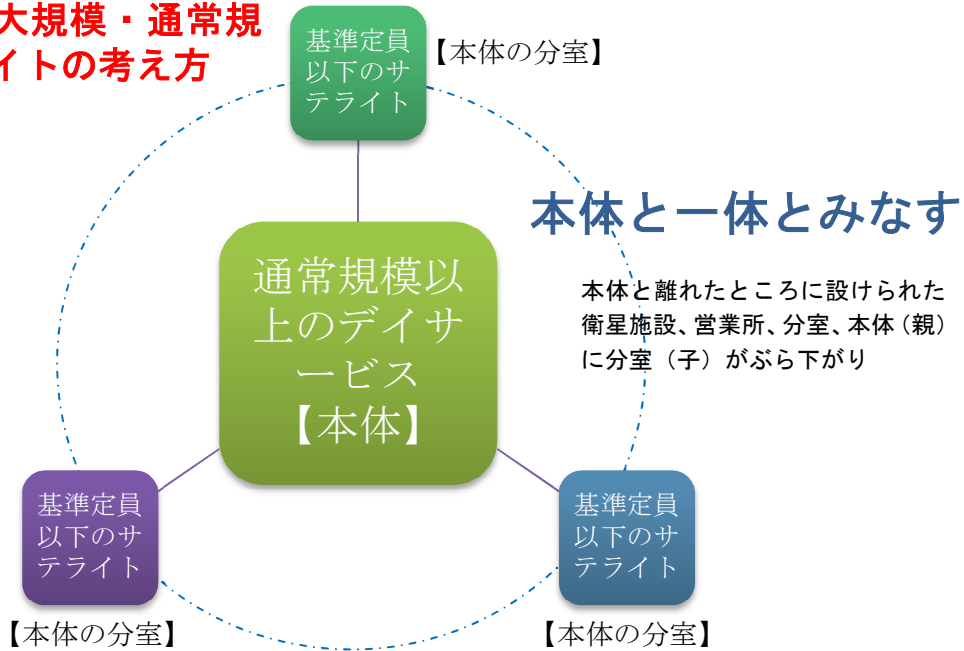
地域密着型サービスの事業者には、定期的な運営推進会議の設置・開催が義務付けられます。運営推進会議は、「事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る」ことを目的とした外部チェック機能です。

運営推進会議は利用者・利用者の家族数名、町内会役員・民生委員・老人クラブ代表などから 1 名、市町村職員、地域包括支援センター職員、当該サービスについての有識者などで構成され、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上開催するものとされています（この開催頻度については、今回の制度改正で緩和されると予想されます）。また、毎回の議事録の作成と公表も義務付けられます。

## 地域密着型への移行に備えて

冒頭で通常規模・大規模型事業所のサテライト型事業所に移行する選択肢について言及しましたが、同一法人の中に1つでも通常規模・大規模型事業所を持っていないければサテライトにはなれません。また、広さの要件もありますので、いきなり定員を増やせるものでもありません。その意味で、単体の小規模型デイサービスが地域密着型に移行するのはほぼ確実です。

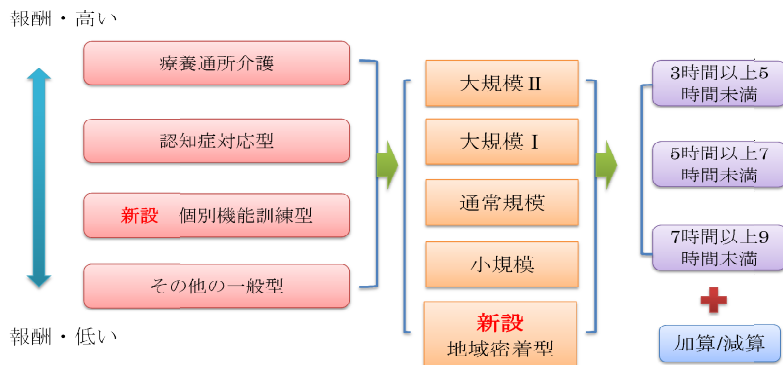
### 創設予定の大規模・通常規模サテライトの考え方



現時点で考えられる対策としては、特に市町村の境界線近くに立地する事業所の場合、平成27年3月31日までに一人でもいいので隣接市町村に居住する利用者確保しておくことで、少なくとも次回の指定更新申請までは、その利用者本人だけでなく、その利用者が居住する市町村からの新規利用者獲得も可能になります。

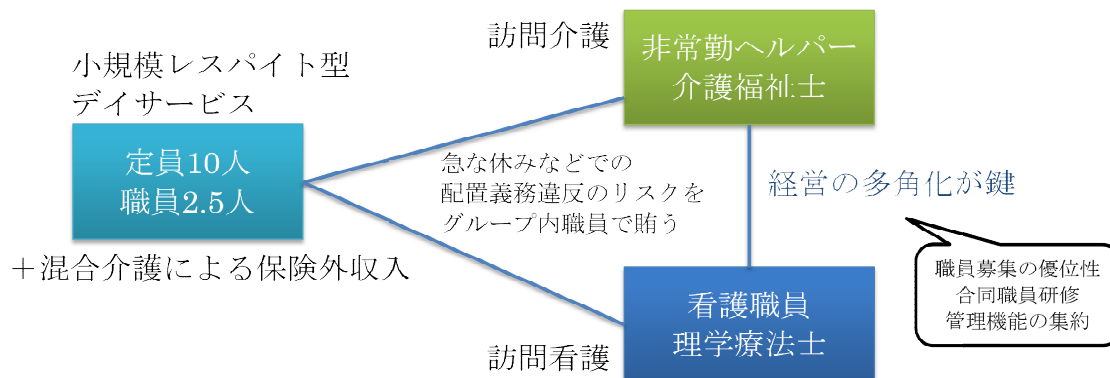
また、別紙にて詳述している通り、地域密着型への移行に先立ち、平成27年4月からは要支援1、2の利用者が予防給付から外れ、総合事業に移行します。総合事業への移行後は要支援相当の新規利用者獲得は格段に難しくなると予想されるため、要介護の利用者を増やしていくことも重要でしょう。

### 事業内容の類型化とそれに応じた報酬体系の予測



在宅サービスを取り巻く環境は、今後大きく変わります。特にレスパイト型の小規模デイは、次の報酬改定で報酬単価が下がる予定です。また、地域密着型の新報酬体系でも報酬は現在よりやや下がると予想され、結果として人件費率が急増します。

このため、最低の配置職員数で最大の定員利用者の満足度をいかに高めるかがポイントになります。最低限の人員配置でやりくりすると、急な欠勤や退職が大きなリスク要因になりますが、将来的には経営を多角化し、系列グループ内で職員の融通を利かせることができれば、心強いリスクヘッジになります。また、事業所の規模が大きいほど求人も集まりやすいなどの利点もあります。



(免責事項)  
 本レポートは、平成26年7月現在において公開されている情報に基づき作成しています。  
 川崎税理士事務所では、本レポート作成時点においての情報に基づき、最新の注意を払って情報提供を行っておりますが、本レポートにおける情報の正確性、最新性、適切性などについて、明示的または黙示的な保証を行いません。  
 川崎税理士事務所は、本文書およびその内容に関し、いかなる保証もするものではありません。万一本レポートの内容に誤りがあった場合でも、川崎税理士事務所およびそのグループ会社は一切責任を負いかねます。

(著作権について)  
 本サイトおよびサービスの著作権は、原則として川崎税理士事務所が所有しています。  
 著作権法上において許される「私的使用」や「引用」の範囲を超えた本レポートのコンテンツの利用に関しては、川崎税理士事務所の許可が必要となります。  
 企業のイントラネットにおける本レポートのコンテンツの掲示などにつきましても、川崎税理士事務所の許可が必要となりますのでご注意ください。

**詳細なレジュメをご希望の方は、  
 介護事業経営研究会名古屋中央支部（川崎税理士事務所）までご連絡ください。**

本件に関するお問合せ先：川崎税理士事務所 [川崎／kawasaki@xgd.biglobe.ne.jp](mailto:kawasaki@xgd.biglobe.ne.jp)／TEL:052-973-3901